

航空事故調査報告書
ウイードホッパー式JC31D型超軽量動力機
茨城県真壁郡関城町
昭和61年5月11日

昭和62年11月4日
航空事故調査委員会議決

委員長 武田 峻
委員 薄木 正明
委員 西村 淳
委員 幸尾 治朗
委員 東 昭

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

ウイードホッパー式 JC31D型超軽量動力機は、昭和61年5月11日18時05分ごろ、訓練中に茨城県真壁郡関城町大字関本上字諏訪下39の2の水田に墜落した。

同機には、操縦者ほか1名が搭乗していたが、両名とも負傷した。

同機は、大破したが、火災は発生しなかった。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年5月13日運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

536001

1.2.2 調査の実施時期

昭和61年5月19日 現場調査

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

ウィードホッパー式 JC31D型超軽量動力機は、事故当日17時00分ごろから、茨城県結城市の鬼怒川河川敷にある才光寺河川敷運動公園で、操縦者によって組み立てられた。操縦者は同機を点検した後左席に搭乗し、17時30分ごろから同公園内的一部約150メートルの距離を2往復する地上滑走を行った。

その後、操縦者は右席に友人を同乗させ、ジャンプ飛行を行うため、北東方向へ滑走を開始した(付図参照)。

その後、事故発生に至るまでの状況は、操縦者及び目撃者の口述によれば次のとおりであった。

同機は、約100メートル滑走後浮揚してジャンプ飛行に移り、次いで直進状態で着陸しようとしたが、残余長が短く感じられたので着陸をあきらめ、同公園を回って飛行した後着陸することとした。

同機は、浮揚後、付図に示すように鬼怒川の西岸沿いに約1キロメートルをほぼ直進した後高度約30メートルで操縦者が右方向への操作を行ったところ、右主翼端が急激に下がるとともに機体が沈下し、その後ローリング及びピッキングを繰り返し、出発地点からほぼ東北東約2キロメートル地点の水田に機首から墜落した。

事故発生時刻は、18時05分ごろであった。

操縦者及び同乗者は、18時39分救急車で病院に収容された。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者は軽傷、同乗者は重傷を負った。

2.3 航空機の損壊に関する情報

2.3.1 損壊の程度

大 破

536002

2.3.2 航空機各部の損壊の状況

プロペラ	2枚破断分離
胴体	前部構造部材折損
主翼	桁折損

2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

なし

2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 37歳

飛行時間 なし

地上滑走及びジャンプ飛行時間

(菱和式つばさ W1-1型) 約3時間

2.6 航空機に関する情報

ウィードホッパー式 JC31D型

飛行時間 なし

同機の操縦方式は方向舵と昇降舵による2舵式である。

2.7 気象に関する情報

事故現場の南約5キロメートルに位置する筑西広域市町村圏事務組合消防本部関城分署の事故当時の気象観測値は、次のとおりであった。

18時00分 天気 曇り 気温17度C 風向北 風速1メートル/秒

なお、操縦者は事故当時、風はほとんどなかったと述べている。

3 事実を認定した理由

3.1 解析

3.1.1 当時の気象状況は、事故発生に関連はなかったものと推定される。

3.1.2 事故発生まで、機体、エンジンに異常はなかったものと推定される。

536003

3.1.3 操縦者は3時間のジャンプ飛行以外に飛行経験がなく、同機の操縦は初めてであり、同機の飛行特性についても全く知らなかったことから、浮揚後はそのまま飛行を続けたものと推定される。

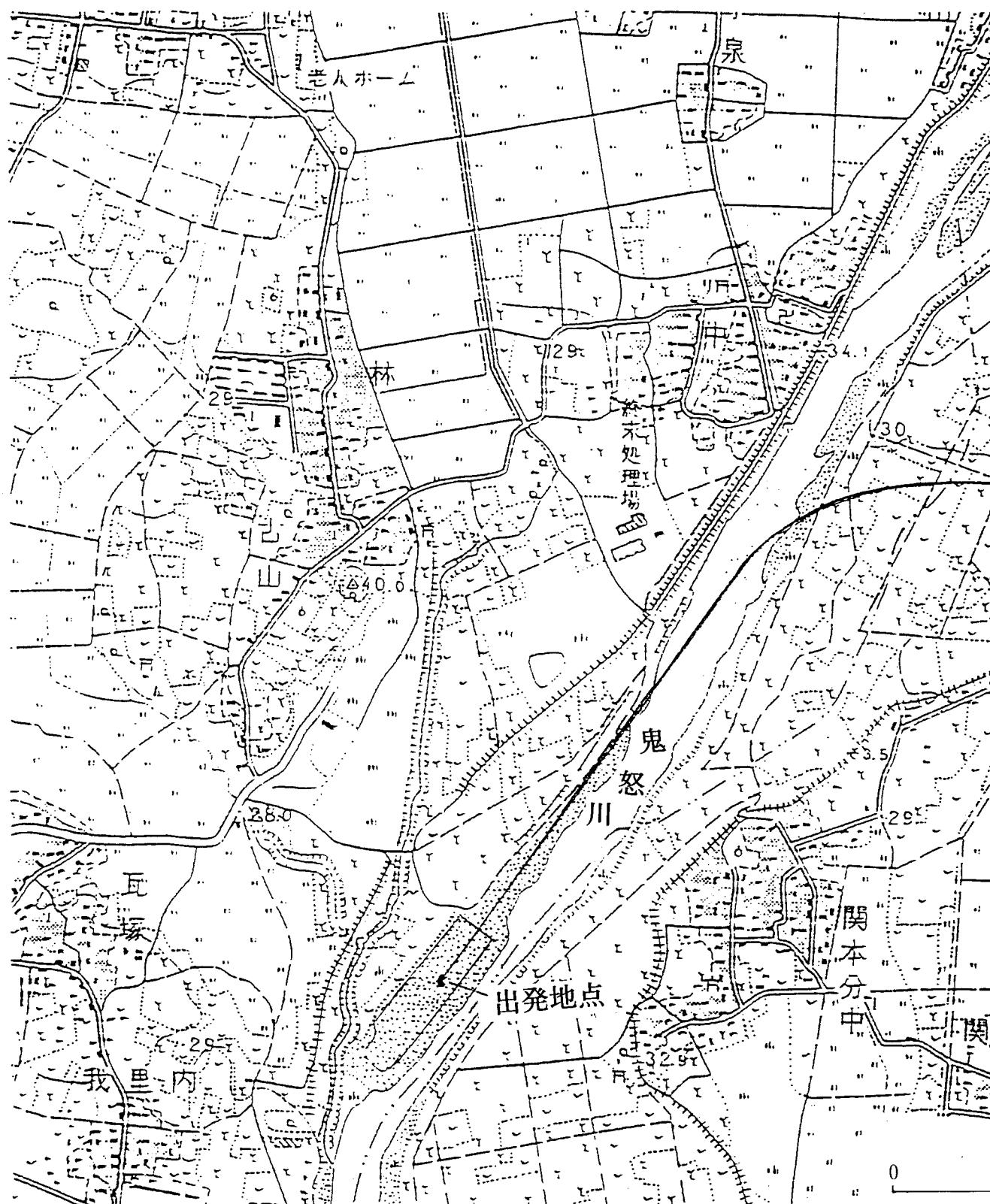
3.1.4 同機は、約1キロメートルをほぼ直進した後、操縦者が同公園に帰ろうとして行った右方向への操作が不適切であったため、飛行姿勢が大きく崩れ、また、その後の操作も適切に行えなかったため、その後に発生したローリング及びピッキング運動から回復できないまま墜落したものと推定される。

4 原因

本事故の原因は、飛行経験のない操縦者が不適切な右方向への操作を行ったことにより、同機の飛行姿勢が急激に崩れ、その後も回復ができないまま墜落したものと推定される。

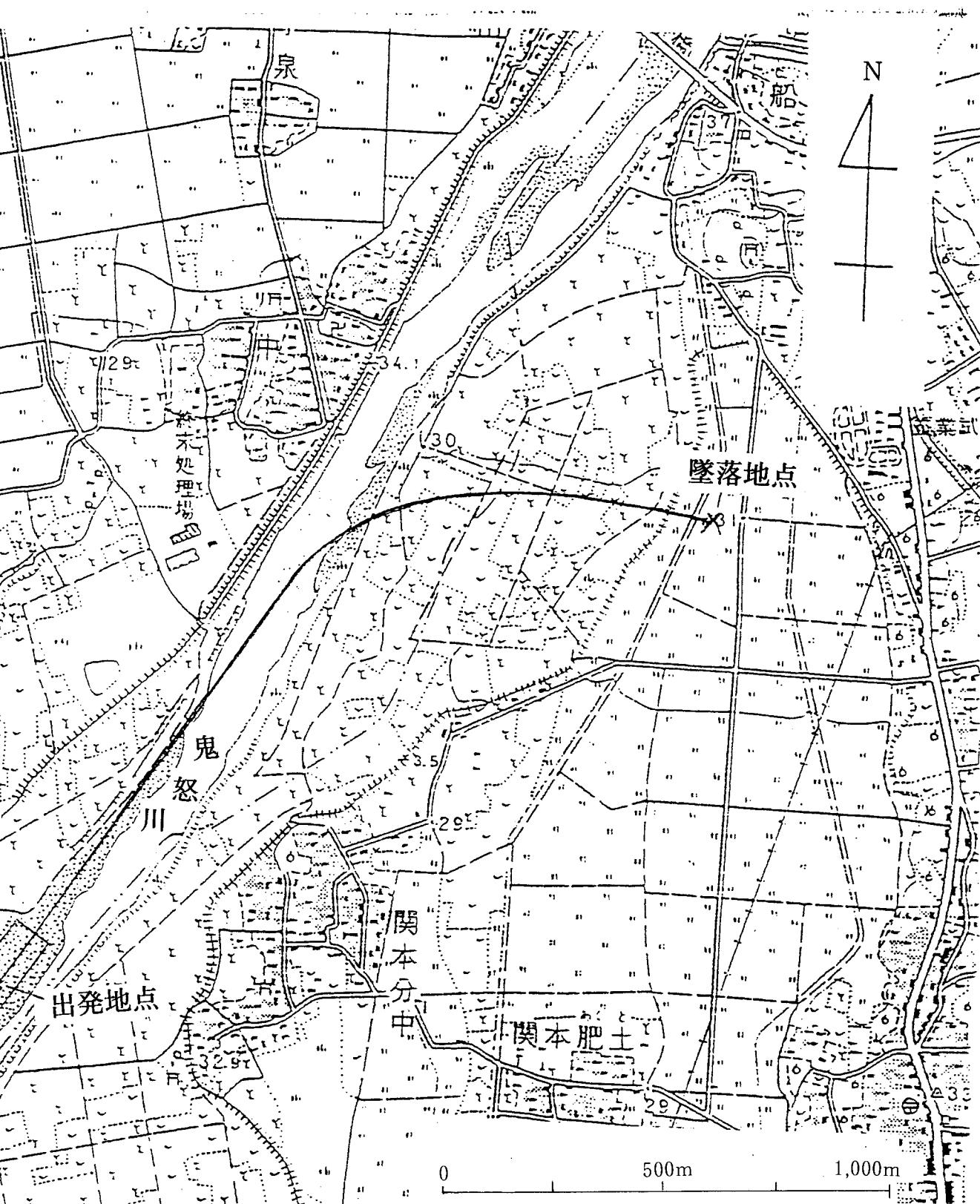
536004

事故現場見取図



536005-1

付図



536005-2